

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>農芸高等学校</p>	<p>校内電灯回路漏電調査の契約について、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：校内電灯回路漏電調査</p> <p>1 契約期間：令和3年4月8日から同月23日まで</p> <p>2 契約金額：440,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>検出事項について、原因は担当者及び決裁者が見積書等の受注者から徴する必要がある書面の確認を十分に行えていなかったことにある。</p> <p>再発防止に向け、随意契約を行う際は2者以上から比較見積書の徴取を確実にを行うように周知徹底を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日)